

株主の皆さまへのお知らせ

平成 29 年11月 9 日

株式会社 十八銀行

第243期中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

平成 29 年 11 月 8 日開催の当行取締役会において、第 243 期(平成 29 年4月1日から平成 30 年3月31日まで)の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第38条の規定にもとづき、平成 29 年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき 金3円
2. 効力発生日ならびに支払開始日 平成 29 年 12 月 8 日(金曜日)

////////////////////////////////////

中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証および配当金計算書(銀行口座振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」、株式数比例配分方式ご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」)を、株主の皆さまのお届けご住所あて、12月 7 日にご送付する予定です。

株式名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
電話お問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号0120-288-324(フリーダイヤル)